O! セクシュアル・ハラスメント

行:職場での性的いやがらせと関う裁判を支援する会

ع

いう 儱

す

ち

は

す

×

告方終

拠も側のわ

と提か最

蓰

けな

杏

血 ゎ

出 で

〒810 福岡市中央区天神1丁目3番39号 連絡先:女性協同法律事務所

> 092-751-8222 FAX 092-751-8200 TEL

年会費:個人三千円・団体六千円 摄込先:郵便振替 福岡7-60420

な考のずべ し出ら終た 私てた提 は単 シにも た出さ、二人 主張はもなる感動的 土張はもちろん、証言のの感動的な内容で、基本と重みがあります。読め 告 れ五のが および、 儩 ま〇法し〇学 Ø 揃 趣 た人者。のに いま告議 明 儱 による鑑 らした。 も 滙 言 面 ŕ と 鑑。告 と を 原 双 て は 延

め内々

も七

の本

性微的ば容九 ま妙な胸

きけ裁取ハ支 あく 変わり、 判に 扱し ラスメント つ つ Ŋ ۲ 決 組ん ま たもぜひ傍聴においわりはじめる日になと、女の性をとりまけて下さる予定にな 訴え りま で 日 た方 いる خ ئ いし を ろた など、 方 じ方 自分をかた とうとう なった 大勢の声を 大勢の方が 大勢の方が 大勢の方が たなっていた。 い。 ・ はまがけれれる ・ でき。 駆いても、 ・ でも、 决 0

これからとなっている。 さ 法 す 律 て、 炎ののの 記 録を書、この作 法理論を明快に打ち出せてとてもよいら判例を作っていく第一歩としたを別として訴えた裁判ですから、体に鞭打って書いて下さった林氏の体を鞭打って書いて下さった林氏のはと研究をもとに、寒い冬の日に肺燥と研究をもとに、寒い冬の日に肺にもがのをがれる。 λi み女 拠も その一」に、 護団 し 7確にな と感 に打ち出せてとて τ 啟 つ て し 休み P В 本

とをルんの で አን 2 都 い準 学備書面も、鑑定されると思っていたと思っていたと思っていた。 た て 合 吸すべく準備中でハラスメントの問 だきたい 下 Ł IF 凹も、鑑定書も、心っています。 裁 ん 判の 世 内 Ø 容で ま 現 間 場 す 題 か ঠ> その中に、 5 セサウロシ は はる シれ は文 資ーユ ま 紙読 料本アせ面ん

四月十六日

福岡地方裁判所三〇一号法廷

最 備

九九二年一 月一七

B

かかわらず、同じ事実性にとっては一般に否

てだらしない、

性関係が多いということひとつをとっても、

という内容のものであった。このう

それに絡めて要するに女とし

であり、被告丙は、このダブルスタンダードのもる。これが性のダブルスタンダードといわれる所

所以

のひとつとして肯定的に評価されることすらあ

同じ事実が男性にとっては

「男の

甲斐

定的な評価の対象となるにも

傷という言葉による暴力を選んだのである。

原告の評価を引き下げる手段として、性的

な

岡地 民事 方 部 裁 判

目 次

当事者 実経 遇

原告入社後か 事情 ら被告丙 の 原告に対 する嫌 ŽŠ.

へらせ K ķ١ た

被告会社 被告丙の の加書 害 行 行 A A

原告が受けた攻撃被告らの責任 鬈 を かに評価すべき

被告会社の責任 任

原 い告の受けたり 損 害

害の認定 K あた つって 重視すべきこと

このように、

は、女性であったが故のことであり、もし男性

かる攻撃はなされ

なかっ

た

原告が本件の一連の

仕

打ちを受け

たとしたら、

りにあた の受けた損害 って

れ、また、被告丙本人尋問の端々に窺われるのは、ることもしなければならない」という発言に象徴さ このようないわ な存在であるとはせず、常に男性に譲歩すべきもの とする考え方がある。法廷におけるLの「男を立て その背景には、 ゆる「男の論理」である。 女性を職場において男性と対等

あっ 何の疑問も感じなかったのである。 ていても、 たからこそ、どんなに有能であることがはっきりし なかっただろう。つまり、 の苦情に基づいて一方的に切り捨てるようなことは 性であれば、有能な社員である原告をルーズな上司 原告が被告丙よりも有能と評価される編集 たことは、しも認めるところである。原告が 原告に譲歩させ、 L は、 原告の職を奪うことに 原告が女性であっ 者 男

受けた

に加

え

られ

た被告丙の攻撃は、

性関

係

よく酒をのむ、

-- 2 --

らという理由 なけれ 性による差別を受けない権利」を侵害されたもの ば で差別的取り扱いを受けた、 ならない。 (途中省略) すなわち、 憲法 告は女性 は女性だか

被使

告 用

丙者

任

民

法

七

五五

に

対して (民法七〇九条)

不履

行責任

(民法四一五条)

告らは法廷でも性差別を生みだす原因となっている男べて本件訴訟を提起している。それにもかかわらず、 趣勢を見るとき、 いると認識している事実、人権意識の欠落を示すもの するものといわざるを得ないだろう。 ところで原告は、 に与える影響は極めて大きいばかりでなく、 いまだに以上のような男女達の「常識」に守られ 認識に基づいた発言をして惲らないが、これは被 その「常識」が容認されるとすれば、 人権の面における我が国の後進性 本件が性差別であることを それが労 いる男 明確 て告 女被述 の働 で

> 原 告 の受け た

に

原告の受けた 損損 審

て 社会的評価を低下させられたことによる精神 被告 のセクシュアル・ハラスメントによ 的

ことによる精神的損 よって、プライバシーその他 2 告丙 のセクシュ アル の人格権を侵害され . ハ ラスメン ŀ

奪われたことによる精神的 被告丙、訴外上、 訴 外 G 損 らの Ħ Ą に ょ

被告 丙 O 黄任

受ける労働者の「労働環境や労働条件に悪い影響をあ する要件は次の三点である。つまり、「『性的 えたこと」である。 (営業 ろあり、 t のし方にも若干の差異はあるものの、 あり、また甲号証として提出した山クシュアル・ハラスメントの定義に 意に反するものであり」 結果としてハラスメント 動作、身振り)であること」そしてそれが相 について 田 それらに共通 林鑑定人の な」言動 を 丰

為責任が発生する。 利を違法に侵害したものとして、 バシーも包含した性的自由を侵害するものであって、 被告丙の行為は原告をその性によって差 四条 一三条、 民法一条ノニ等に違反し、 民法七〇九条の不 別し性的プ 原告 Ø ラ 法

被告会社の責任

第 29 わり k あ

ある。だからこそ、セクシュアル・ハラスメントを 求めることさえ勇気を要する、 きたのである。 ー」という声を上げた原告に、共感し、 受けて、 ķ١ トによる苦痛を慰謝されることは、 な をした多くの女性たちの期待となっている セクシュアル・ハラスメントにおいては、 告が、 被害の回復が到底できないのみならず、 今まで諦め、 自らが受けた 位いてきた女性たちは、 れることは、現在、同じセクシュアル・ハラス 極めて困難なことで 支援を 慰謝を 事 思 Х

またセクシュアル・ハラスメントが、 一にお ているのである。 裁判所がきちんと断罪されることを期待し、 いても許されない 違法な行為 であること 当

被告便 書面 を読

ŋ

<

女

ク ラ 扗 会 ഗ 櫢 図

いすの か準 そこ を な 2 面 W 呈した には見過ごすことの < た を し 事実 拠 τ 0 も合ま 出 被 出しました。 で変 あきれかえる 出出し問題 ħ 三〇 τ ķ١ 頁 法 ŧ で 内容 の 鈓 E す 理 ŧ でわ 解明た な で

我 慢 し セ τ ク V ハ れ ラ で は な V١ į 7

と早く 生 * なっ た 動 行 ま から フでィす 原 に及ぶといく は ĸ 化 A 告の主張 ラスメント ような事 が て ら原告と被告に合の主張が事で あれ ス v 的 Ø ること ばなそ うの うだのだ かで根 事務 す を Żζ が おこ 悩ん です。 編集 実で は到 から内 その 雑 告に関 の目 なっ で・いセ と否 女た 長 あ よう 庭. の ルポスト 関係も 環 クトも 定 た つする る女 ح し ュわが τ بح 妆 受 性 っれ

を

τ

ð

n

ď

被害

にはず

፟፟ጜ

ん

込

K

利

用

し

た

告

0)

任

は

い表

をハッ

キリと

追込が被

痛な かセとセな苦場 ら心に **%** 5 Ż. だい クは クのしで 仕 った には 本宋 シに、我 事を ハ の W 怒 が現は不 我関 あ h ま ځ 環 ア我慢係 で Þ **つ** 証 屈 倒 で 塊 ル慢を を け 0) 朩 ま だからこ たくなっ 营 だ 5 τ き で • l 重 立 す な ハ てね ŧ V١ 感 W ラ W τ < < 0 ع スらい 保 ま た そ耐 て る 人が メれ る た め 2 杯 ķ١ 原 数 う 少 ンたの τ に ф 告 စ 人卜 ま え で 0 で Ų١ 表 え くよ がた だっ す。 币 O P 数 逃 で 面 K な ん 訴 設だ げ £ な うに えい場のかいたそ は ん な の苦のわ 5 られ 瞮 بح

原 因 は 原 告 ĸ あ る !

て、 あ告 Ł 傷 つ 性 認性被 てがあ を自 かンりス つ以 原 め 的 5 告 W τ た まる P ع にそ分 自 b 女 の は す。 Ō いのか 第 身 t し 朋 τ < 5 $\dot{\Omega}$ P で Þ ま が Ø Ŕ 被告 一者が 自分 す とこ つも 場 Ø 話 他 あ ず等 を て 者 2 くす。 そ発 をに 3 不 の かし た う Ĕ 傷は 6 被利 生 አካ 7 n ĸ を 源わま VI 2 實 流 し ح は う ŧ け任 し 職 だ た 布 彼 を 源 っの百論 た中歩法 て退 る性 がな さらは 粛 씀 K 実 もに譲 は的いたそと関 敝 持 ちのは つ ナなと可れ

曺

能

ン中

社があしのし性準 て Ź はな 会 訴 るてなば的備 えて 攻撃 ゆえ K 4/7 おいし中書 か、 Ø な ば傷 きた で ζ Ø ように論 罪あ を で n であることが H 原 Ø ようで る 竹中傷 ٤ 告 な 風 告 P が 評 V١ 7 女 じ あ ł タ 0 τ た ح ح は 0 ンダ 被 女 性 苦し V か ٤ V١ 呼 彼 ま P ι か 女 L み、 す。 側に 1 被 T に が で ۴ 害 对 ł K. 扱 筈 L * が現 原 妄 は お 般 し ょ る 存 代 告 想 5 う 在の側 で ع 눋 にだ

セ ク Л ラ 救 ライ 済 は バ シ ŀ 0 介 入

ļ

?

展的 シュ 解 アの W 上 ル 事 実 ま ে す。 Ь Л ラ 係 告 スに メク ጡ ンいトて は 奇 妙 にの 関 な Œ す ስ る 理 を 法セ

ے ح ると て彼 バ告 シー性 た い女 彼開 性的 ま K た対 立中 済 し え 2 ち し ŋ 傷 性 し ·を免れな てプライ に入に 救らよ 訟を 応に か な 的 を し ή· そも 起 ح 済 n つ つ 摔 人格を: てみだ た ح つ を C こと + て求 そも、 いバ 会 ₹. シ 社 B りに を正 態 れた 傷 Ł Ţ が 0 2 寸. C な 原 に 当 介 ち 化 社 入 入 しがす

がの し です。そうした被害を放 1 ・バシー 0) 一だと言 置すること うの で す か

Ż.

っ

τ 意

ć 失 5 ع

統 け

7

V١

丰

す。 きわめど 私 しア関に性ル係本 周期は決して解決されないことになった。私的な自由が守られるべきところいれがある自由が守られるべきところいれが持ち込まれるからこそセクシュールハラスメントが起こるのです。ものではばれ的なことだから会社は関知したなど、セクシュアル・ハラスメントが起こるのです。ものでは、大人の意思を無視して職場の公的ないという態度が許されるべきところいれが持ち込まれるからころにない。

セ ク ^ 社ラ 会 防 の活力を無くす!止は

?

くく求とね性派トンサオナのか出 するも 法理の法理の する の真 ま τ 側はセクシュアル・ハラスメンのすぐ後に、違法判断基準がのすぐ後に、違法判断基準があることを言っています。「女性ととを言っています。「女性との必要性についてはきわめての必要性についてはきわめてのようです。ところがそれはしてシュアル・ハラスメル Ø 断を下すことは シュアル・ハラスメントのレベルにとどまるらしです。ところがそれはああり…被告らは共通に希厳が質かれることを目的を回復し、もって、あまっています。「女性と男けんだった。」 目的を離 メン ここ気づいてくださいたちの苦痛と我慢の上になって

うう何 P 家に V١

とし今を理理クいたましれ

嗣と同じです。その活力とや男性週刊誌などが那揄して審ームでマスコミが賑わっていい」という言い分。二年前セい」とい 築とて 、らが女性

> しかしそこには現在の社会でしばしばしかしそこには現在の社会でしばしばしかり通ってしまう女性差別に基づいた誤った通念がしっかりと利用されてかることに気づかざるをえません。セクシュアル・ハラスメント間関が真に理解を克服していかねばならないことをあらためて痛感しまず。それだけにをあらためて痛感しまず。それだけにもあらためて痛感します。 かかと以 上 た通 < 5 つ す し て

対する反論を交えて述べさた、被告H氏から提出されりた。ここで原告である私の二年半に及ぶ裁判は結審の二年半に及ぶ裁判は結審 述べさせてい. 出された陳述T 私か審 5 自身という分ほ のな ŋ Ţ た曹 心 だに境ま四私

フが情 一でしかなく、 りま ミニスト た。 であると主 述 内容は はし 一言 E きりと も多 張し、 で { 宫 自め え 分矛は 女が盾感

n

τ

W

た

きま

す

ŧ Ď 事を * け程 度 ĸ し ι

らってしまいました。です。このくだりには 気 から ら『女』と認められなかったことが に食わず」裁判を起こしたというの 強闘するタイプであり、 仕 いだとも。 の ķì 場で「女」を強調する女 女性を認め 私がその「女」をことさ ない 正直言ってわ ので 「彼女 あ (は私 性は

でいる女、そこそこにすればいい女)と尋問し、被告自身「彼女は飛板してバリバリやる鼻もちならなのではないか」(つまり男のH氏を分がキャリアウーマンだと思ってい公判で、被告側は私に「あなたは 女と陳い に」と私を解していたのです。 :不思識です。どちらにせよ、私は彼(と陳述書の女が同一人物となること ら「女」と思われたいなどと夢 っ たことはありません。 こしていたのです。そんでこそこにすればいい、被告自身「彼女はあいり、というないはないない」(つまり男のH氏ない) にも んなのん なのん ない を無 いは自

べれ 冏 更に ていたの 別を受け 女性は社会か は公判で 感です」と記述していましたが は「誰かが言ってい です。 は自分自身の ている」ということに私も たる信念は となるのも らも男性 それが 変な 言葉として述 からも二重の かが まし 話です。 宮つ た 水 7)>

ځ

こうし

て、

女性労働者

の性

部

視さ

欲すると

悩 は五 放の一助とな 訴訟 ているのです ん し続 でしまい いけ いました から ればと思う私も ė 利になれば 遅れるだ っ この裁判が女性 P 女 ころう、 とし お 女 τ 放 と憂 動 に開え放のに

ミリーと、また提訴をりて、にさらされ傷つき疲れるのでは、そにさらされ傷つき疲れるのでは、そ りです。 どが ミの でには多い ら負けても決して泣くまいと誓っ つ」といったところです。私は勝 私はこの目と耳で判決を確かめ を迎 つ」といったところです。私は勝の気持ちは「人事を尽くして天命いにして、判決を前にした今、わ 思いを味わうのではないか、場で自分が身ぐるみはがされ 全 ਰ にして、判決を前にした今、さて被告陳述書への意見はこ 国の そして今日まで私を支えて下さ 再び押し寄せることでしょうが えようとしてい 過熱報道にも驚 まざまな思いをくぐり抜 もちろん、 くの逡巡がありまし 一日お見 の方々と共 えになる方々と共 ₹ ます。マスコミ 提訴に踏 ばかり 好奇の目 け、 でし 九 み切る ح つるつも われ そう スコ 判 t. て たしら 公 2 な 決 のまいて待

中 央学院大学法 学部 B 省 專 任 鐫 師

0

セ

ク

ュ

7

ラ

スメント

性対提優労が職お女ルは程さ者 ように、 を 場における はい かがられて おける男女間の世女性なのは何故がル・ハラスメントは、経験上明白は、経験上明白 象と 供の 曱 位にある男性によって、 る他 の の職 相 し られている。多くの場合、おける男女間の労働条件格差の気のは何故か?英国では、歌 性 て見られている。 手としてより、 において典 g メントの被 别 明白 と労 ender) 異なる である。 間 者によ K た 盄 やす 一型的 各者 として る 場合 対等 意識 セクシュア Ś ŔŦ に示され たとえば 0 好奇心 大多数 合、 は Ø すら の役 存在 職場 别 割 る にが

ح ځ 男 性 求の め性 ら 的 れ要 る求 地を 位喜 ĸ ん 钛 7

れけを て入順 いれわ るるず、

日条理◇ V ゎ 判は決監が や断され 一定 督 対の者に 人がお 事労け より を者法 つ ま つ探意 欧 否 義 米決定

勘がが企物たれる働定な(はてとシあラがい労 客無な妻でった効者さこ男、即違しるス多、機 さと、サッカンと、 でった効者 果にれ いの さ内あてこ あった事、またきわめては、被告のた事、またきわめては、被告の行為が反対を要失された職場で行われたととが求められる為)な性がはなり、日本では人格批判には、な性がはない、日本では人格批判には、ない、日本では人格批判には、ない、日本では人格批判には、ないの権利が強く意識される。 ど告シ、告るのはユまの精 る本退アた行神へ あ本眼ルき為的性 は性的判れた とき、とき、たいなはだりなはだった。 情外ハめ反痛専 のにラでも、 は 成 式 い プ メ 身 環 特遇ス小的判を退、ち、だ噂武いプメ身環 殊れメ規か断流職女れ控き影と欧イト的型 性るン模つに布さ性ぬえき影と欧イト 殊れメ規か断 性るン模つに が新トの執あさせ労限めく響し米バでハ

必な原 女回 あ 労が 者 有効 Ø 者 ٤ 性 江 退判 労 職断 働 à を

の

よう

使

用

者

ĸ

つ

て

監

支店

畏

٠

人事 監

+

分

に監

す

っれで

事以

`` 'tz

•

をあラ余 つス儀 供た メ な す間 < ン ,るものでない題領域に、 농 ۲ の τ 法 概 る。 あ 新し 念 は、 W ク 敹 済 ャ 済 の困ル 法 難

でハ

玾

立 用

審 まな的し来執談メ成賃な不否 加者「れく側たた拗しン立金不利力」 審書場では、 ムは、 んか精いかつ 差 利 別 益 的が 大切居 プ ラ イ で か、労 (でいる) (でいる) λ, バ シー 労嫌 傷 悪 K 労務提出が無限は、対策を表現である。 こ的対 履・ # 的 K 型配具求 - 転体 を 的拒 •

る スメ

1

 \wedge

ラ

主直性 かす務 催属的加者 がどる ٤ 行解のの 関 Ŀ 係 者 身塊 るか為 青年は、型」ハ 黄の任責 がる年司 の 会、 強要等 K より 棠 一 【債 等の務 場 用 社 内 者 族 を 変 き 遂 行 為行務ンが中不ト か 場視 な任行れ わ 長・さと等る A В 場 に 履の れし とり 行責 なさ τ τ 付 随 ٧١ るな該的会われ必必当業社ける 仼 加

> る法るずを必とべ用行もあなを険負務れ場る 者あがた きで るい困防 っ వ్త 要が して 労れ よりに我にて 位 者の義あ十あ労なすセ 当に さ重 クにシ する ŋ ると あ 分 儬 れ要シ し用 契 以 を含加従発約な性ユ J 職 そ 生上いかァ場 う に まり の業務に らル環 な 員しの っれ 僨 者 務たるの教を場 境 精 労の ê 神働 育 腰合使転を合が配ばう 的者体境約 整 ス 肖 備 障の に整 用等 ح メ す 労 対 τ 定 す 害 是 底防 さ止さ ベのン が任書が正 措れき種 措せ 務慮価 あ き民たい置

福 岡 大 学 法 一学部

Δŀ

5

\$.

で

のクか所 か シ に が ま、ユ 定 セ ず 定セザ 被ア義 ク本 す 告ル シ作 ら・ る 그 쒜 のハのア 決 ラかルにス、・お 任 ti. はメ被ハい どう ン告ラて ト らス 判にのメ 断該行ン地 当為 5 ト 方 れすはを裁 るるセい判

きる かの 5 判 0) 理 決 国 論的 な批 亿 されることを期 注 判 目 ð にも十分に n て ٧١ る. 待 対 応 l 海 で た

米 * 触ゆ ŋ 接 ら対 人格 示 î á 矽 K 触 国 'nί 的 条 権を侵害する違法な性 含まれる。) ٧١ る で ・公民権法、 ク 侮辱的 職務の遂 性 働 シ を 際 的な行 ュア 利用してなされ 法 白 典等 由 無 行に影 を元 労働 為 連。カナダ・人 E ハラス コメント、 P環境を形成 E を響する ント、 意に 明おけ Ō • るっ メント . C ガ る差 反 あ 別 するい ような 成 労 1 身 行 でするあ (備者 別 身 0 体 卜 Ä 権 ラ 定 用 あは的体 的 5 黙 敵 Ł 法 1 取的 Ø 接

ント 0) < 曹 制 で に 棄 よにっよ 解雇 つ が 退 形 者 た τ る は 劣 成 の 経 で さ セ 法 れ風 ク Ą 者 理 済 た 辱 シ 的実 γş 的コ本 質 不 退 結 利的 果、 ァ 件 職 で 耐 益 K し ル Ø は た ぇ を . W t 場 た 合 た う 被解 λþ ハ た ラにス上 つ 雇 で まい て

証 調 の 實 任 ・被告会社 訴 状 等 K t れ の 責任 ΙĬ 被 告 ΙÌ

> た中 伤 人 会 樂 しそ を直 社よ ٤ いう地 の ŋ 排除することを 誉 性 に関す とプライバシー 位 を 乱 る侮 用 し 辱的 て 図 な言葉 を侵 原 害 原 を し で 告

うな噂をは 下さ の結 条)。 性、 存在 損 また社 辔 (民法 せ、退職に追い込み精人格に対する社会的評 果女性であり労働者で であるか を 与 流し、 会生 七一〇条) え たの 活 のような印象 職 上 で の欠 い込み精神的・ 場から排 あ 、陥者 る (民法七〇九智神的・経済的哲価を著しく低 ある 斥さ を与えた で àъ れるべき 原 告 の品

反)・ 支払われ ほとんど差が無 をした(労基法 ħ たにも τ ٧١ 無 な か四い原 い(労 かわらず、割増賃(条違反)。残業が の かわらず、 告と被告 に性 اح 基 より の仕 法三七 增賃金 賃金 事 内 条 日 差 容 遠 龙 常 別に

扱わ は擬 子で 5 する 責任 ع (公序良俗 被告会社)評価され れる利益を不等 制 あ ることを理 解雇にあた 者 の は、 7 專 |違反 務 41 · たにもか 脈告が職や 当時業利 'n 由 に退職 K 侵害 男女 が平り こするも さかわ 業人 を いらず、女人として有 等に取 ので これ あ 'n

原 告が、 被告会社 解決のための努力は何もせず、 会社實 任 の使 務内になされ 者に 用者 訴えたのにか 黄任 た行 は免 れ Ä **در**لا な Ø い敷 ゎ 苦 37 ら情

最

後

いまで

よろ

しく

क्रं

顣

٧١

ま

す

あなたもぜひこの歴史的瞬いよいよ判決です!

間に

福岡地裁三〇一号法立ち会って下さい。

廷時

ち、 取 え じ τ 予 7 し るの を行 合う場にしたいと思り組んでいくのかない ような裁判 下さった人た 定 つ V ĩ この参 からは、 み V ての解 *\$*} んなでこの判 ています。こ 加 下 そして、 説 さい。 軽 を闘っ バち、 食付 など 弁護 ± 숲 これ 決 生 の き ζĊ など自由 团 館 て 裁 た います。 をどうとら 0) ぁ K 12 いる 各地 よる からどう 判 交流 りま て を 尼 人 で 支 会 す B 湉 た 同 え を

即日集会

•

判決終了後~一二時

一三時~一六時(流会(会費制)

まだまだ赤字です!カンパがとだえてしまいました